(7)　法第一〇九条第一項の政令で定める取引は、次に掲げる取引とすることとした。また、同項の政令で定める額は、一〇〇万円とすることとした。（第一六条関係）

イ　チップの交付若しくは付与又は受領をする取引

ロ　法第二条第八項第二号ロに規定する特定資金受入業務に係る金銭の受入れ若しくは払戻し、特定資金貸付契約に係る債権の弁済の受領又は同号ニに掲げる業務に係る金銭の両替

ハ　カジノ行為関連景品類（法第二条第一三項第一号に掲げるものに限る。）の提供

3　カジノ事業の従業者

(一)　カジノ施設供用事業

カジノ事業の従業者の確認の欠格事由に係る罪を定めることとした。（第一七条関係）

(一)　カジノ施設供用事業の免許等、認可主要株主等、カジノ施設供用事業者が行う業務に係る契約、特定の業務に従事する者の確認等及びカジノ施設供用業務に従事する者に係る措置に関する技術的読替えについて定めることとした。（第一八条、第二〇条、第二一条、第二三条及び第二四条関係）

(二)　認可主要株主等に係る認可及び特定の業務に従事する者の確認の欠格事由に係る罪を定めることとした。（第一九条及び第二二条関係）

4　認可施設土地権利者

(一)　法第一三六条第二項の政令で定める取引又は行為は、次に掲げる場合における施設土地に関する権利の移転又は設定をする取引又は行為とすることとした。（第二五条関係）

(1)　遺産の分割又は民法第七六八条第二項等の規定による財産の分与に関する裁判若しくは調停によって施設土地に関する権利が移転され、又は設定される場合

(2)　相続人に対する特定遺贈により施設土地に関する権利が取得される場合

(二)　認可の欠格事由に係る罪を定めることとした。（第二六条関係）

5　カジノ関連機器等製造業等

(一)　カジノ関連機器等製造業等の許可等

(1)　許可等、承認及び認定等の欠格事由に係る罪を定めることとした。（第二七条、第二九条及び第三一条関係）

(2)　カジノ関連機器等製造業等の許可等及びカジノ関連機器等外国製造業の認定等に関する技術的読替えについて定めることとした。（第二八条及び第三〇条関係）

(二)　カジノ関連機器等製造業等の従業者

(1)　特定の業務に従事する者の確認の欠格事由に係る罪を定めることとした。（第三二条関係）

(2)　特定の業務に従事する者の確認等に関する技術的読替えについて定めることとした。（第三三条関係）

(三)　指定試験機関

(1)　認可主要株主等に係る認可及び特定の業務に従事する者の確認の欠格事由に係る罪を定めることとした。（第三四条及び第三六条関係）

(2)　認可主要株主等及び特定の業務に従事する者の確認等に関する技術的読替えについて定めることとした。（第三五条及び第三七条関係）

6　カジノ施設への入場等の制限

(一)　入場制限の例外となる場合は、2の(二)の(2)のイからハまでに掲げる場合とすることとした。（第三八条関係）

(二)　カジノ行為の制限の例外となる場合は、カジノ管理委員会の事務局の職員がカジノ管理委員会の所掌事務の遂行に必要な調査としてカジノ行為を行う場合とすることとした。（第三九条関係）

7　入場料及び認定都道府県等入場料並びに国庫納付金及び認定都道府県等納付金

(一)　カジノ事業者は、次の(1)から(3)までに掲げる規定により当該(1)から(3)までに定める金銭を納付しようとするときは、納付書を添付しなければならないものとすることとした。（第四〇条関係）

(1)　法第一七九条第一項　入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金

(2)　法第一九二条第一項　国庫納付金

(3)　法第一九三条第一項　認定都道府県等納付金

(二)　法第一七九条第一項等の政令で定める日は、一五日とすることとした。（第四一条関係）

(三)　カジノ管理委員会は、カジノ事業者から入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金の納付があったときは、これらを受け入れた後に、入場料納入金を一般会計の歳入に繰り入れるため及び認定都道府県等入場料納入金を認定都道府県等へ払い込むために必要な現金を保管することができるものとすることとした。（第四二条関係）

(四)　国は、法第一七九条第二項又は第一九三条第三項の規定による払込みを行う場合には、これらの規定により払い込む認定都道府県等入場料納入金又は認定都道府県等納付金の納付額その他必要な事項を認定都道府県等の長に通知するものとすることとした。（第四三条関係）

(五)　法第一八三条第一項の政令で定める日は、一五日とすることとした。（第四四条関係）

(六)　法第一八五条第一項の規定により加算金に代えて特別加算金を徴収する場合には、同条に基づき計算した特別加算金を徴収するものとすることとした。また、法第一八五条第一項に規定する隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額として政令で定めるところにより計算した金額は、加算金の額の計算の基礎となるべき入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額のうち当該事実のみに基づく場合における入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額とすることとした。（第四五条関係）

(七)　(五)及び(六)の規定は、法第一九五条において法第八章第二節の規定を準用する場合について準用することとした。（第四六条関係）

8　附則

(一)　この政令は、一部の規定を除き、法の施行の日から施行することとした。（附則第一条関係）

(二)　関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二条～第五条関係）

◇民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律附則第二条第三項の政令で定める日を定める政令（政令第七三号）

（金融庁）

1　民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二八年法律第一〇一号）附則第二条第三項の政令で定める日は、平成三一年四月一日とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。